

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について（報告）

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和5年介護保険法改正事項）

令和5年12月7日社会保障審議会介護保険部会（第109回）資料3-1

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

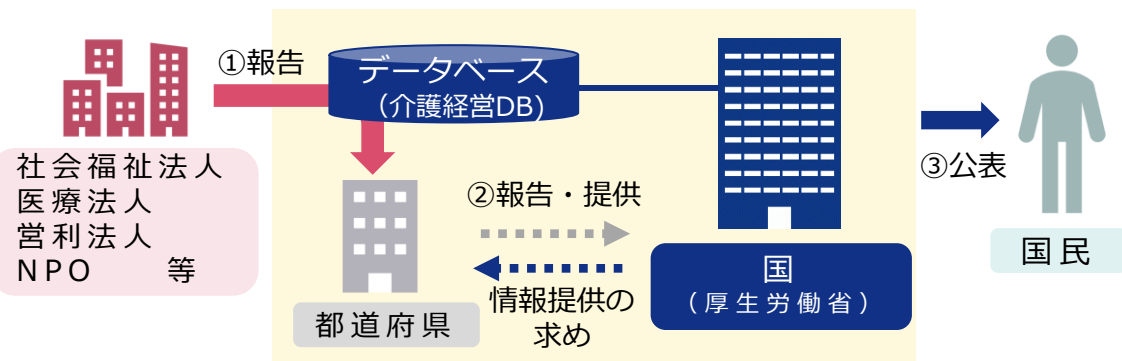
（参考）令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- このため、①**介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベース（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）の整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。**【施行日：令和6年4月1日】

【介護サービス事業者経営情報データベースシステム（介護経営DB）の概要】

- ・ 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- ・ 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<介護経営DBの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定に基づき、都道府県知事が行う介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）における必要な規定を整備する。

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

〔上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）。〕

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可（附則により措置）
- 報告手段
電磁的方法を利用して自ら及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
（※ 事業者に報告を求める項目の1）～4）の情報）
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

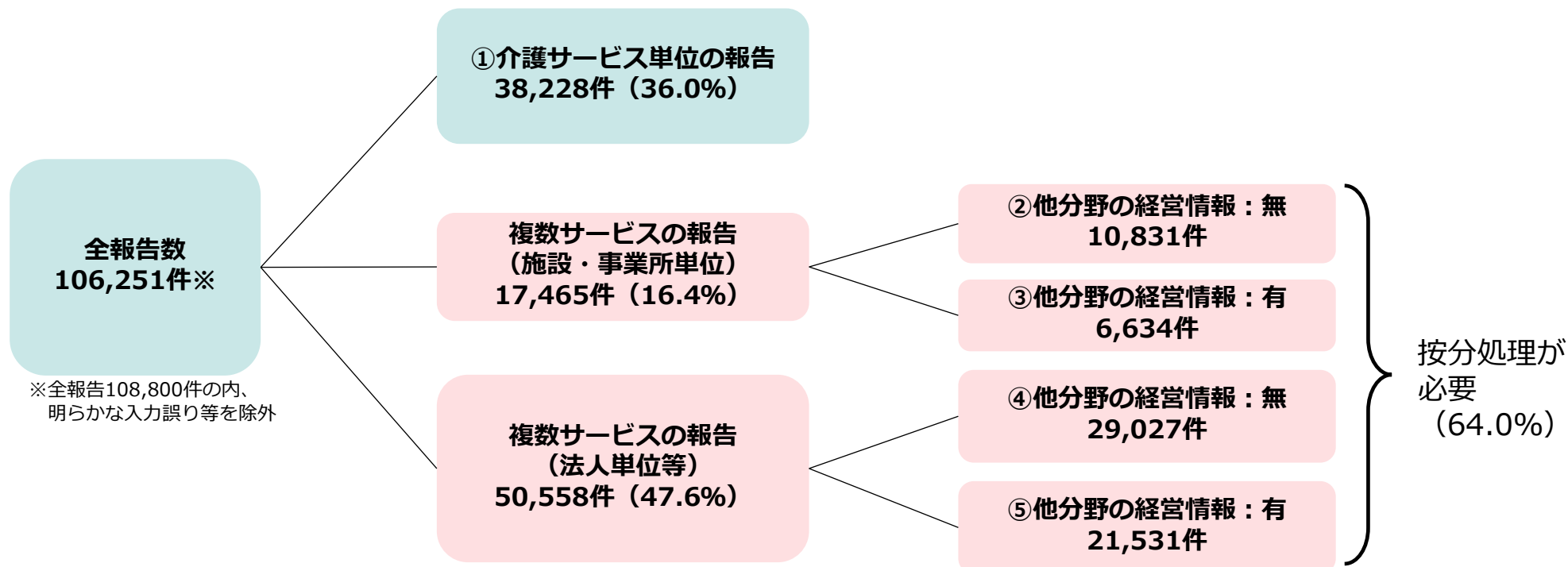
介護サービス事業者に報告を求める項目

項 目	必 須	任 意
基本情報	✓ 事業所・施設の名称、法人等の名称 ✓ 法人番号・介護事業所番号 ✓ サービス種類 等	
事業所・施設の収益及び費用の内容	✓ 介護事業収益 ※原則、事業所、施設（介護サービス）ごとに報告。拠点単位・法人単位の報告も可。 ✓ 給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費、その他費用	✓ 介護事業収益の内訳 ✓ 事業外収益、特別収益 等 ✓ 左記項目の内訳（役員報酬等） ✓ 事業外費用、特別費用 等
事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	✓ 職種別人員数（常勤／非常勤に分ける） 職種については、介護事業経営実態調査において報告を求めているものと同じ区分で報告。 例： 医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活相談員・支援相談員、調理員、栄養士、事務職員	✓ 職種別給与 常勤／非常勤に分けて、給与・賞与別の金額を報告。
その他の必要な事項	✓ 複数の介護サービス事業の有無 ✓ 介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無	✓ 医療における事業収益 ✓ 医療における延べ在院者数 ✓ 医療における外来患者数 ✓ 障害福祉サービスにおける事業収益 ✓ 障害福祉サービスにおける延べ利用者数 ※令和8年度からは、その他の必要な事項として、介護サービス種類ごとの延べ床面積、医療における延べ床面積、障害福祉サービスにおける延べ床面積を追加予定

介護経営DBにおける報告状況について

(令和6年3月～令和7年2月に会計年度が終了する報告)

- 令和5年度に介護保険給付費の請求実績を有する事業所は219,788件あり、このうち、本システムで経営情報の報告があった件数は108,800件であった。
- 報告のうち、介護サービスごとの報告は38,228件（36.0%）、事業所・施設単位の報告は17,465件（16.4%）、法人単位での報告は50,558件（47.6%）であった。
- 複数サービスを合算して報告された経営情報は、介護サービスごとの経営情報に按分処理をする必要があるが、介護経営DBでは、事業者の報告負担軽減の観点から、複数サービスを合算した事業所・施設単位に加え、法人単位での報告も許容しているところ、按分処理が必要のない報告件数は下図①の38,228件（36.0%）であり、按分処理が必要な報告件数は下図②から⑤の68,023件（64.0%）であった。



※各件数は、事業者からの報告を介護サービスごとに分けた件数を記載

介護経営DBの報告の現状

集計結果について

- 介護事業経営実態調査を補完し、介護サービス事業者の経営状況を的確に把握するためには、介護サービスごとの経営情報を取得することが必要であるが、複数の介護サービスの経営情報をまとめて報告、もしくは、他分野（医療、障害サービス分野等）の経営情報をまとめて報告した事業者の数が想定以上であったため、按分処理の必要がある報告が膨大（全報告数の64%）となった。
 - こうした状況から、可能な限り事業者の報告負担を増加させないことを考慮しつつ、按分処理の精度が一定程度担保される手法について検討することが必要となった。
- 按分処理の精度向上に向け、介護保険総合データベース（介護DB）から取得できる情報のほか、介護事業経営実態調査でも事業者から取得している「延べ床面積（介護サービスごと、医療、障害サービスで使用する施設の延べ床面積）」を任意報告項目として追加するシステム改修を実施。

介護経営DBのシステムについて

- 介護サービス事業者の報告負担軽減の観点から、必須報告項目を最小限とし、またシステム上での入力のエラーチェックについても最低限のものとしていたところ、報告時に介護サービス事業者のダブルチェックを前提とすることとなり、かえって介護サービス事業者の負担になっていたことや、事業者の入力誤りが発生しやすいシステム構造になっていたという課題が明らかとなり、これらを見直す必要があった。
- これらの課題に対応する、必要なシステム改修等を実施。

- 
- ① 令和7年1月より、事業者から経営情報の報告を受け付けを開始したが、令和7年4月より、令和7年3月以降に会計年度が終了する経営情報の報告の受付を停止していたところ、令和8年10月より報告を再開する。
 - ② 今般のシステム改修による具体的な按分処理の精度を確認するとともに、引き続き、老人保健健康増進等事業において按分処理の在り方の精査を重ねる。

(参考1) 介護経営DBと介護事業経営実態（概況）調査の制度比較

- 介護事業経営実態調査が抽出調査であるのに対して、介護経営DBによる調査は、原則としてすべての介護サービス事業者を対象とした悉皆調査である。
- 一方で、報告負担の軽減の観点から、複数の介護サービスを合算した施設・事業所単位のほか、法人単位での報告や、他分野のサービスを含めた報告も可能としているため、こうしたデータを介護サービスごとに按分しつつ、分析を行うことが必要となるが、
 - ① 医療・障害といった他分野の経営情報の按分が必要となること
 - ② 取得できる按分指標が経営実態調査と比較した際に十分ではないこと（延べ床面積など）
 など、データの按分・分析の精度に課題が存在する。

	介護経営DB (介護サービス事業者経営情報データベースシステム)	介護事業経営実態（概況）調査
調査方法	悉皆調査	層化無作為抽出調査
把握の頻度及び 報告（調査）対象期間	毎年	それぞれ3年に1度 ・改定後2年目の1年分の収支状況（実態調査） ・改定前後2年分の収支状況（概況調査）
報告（調査）単位	原則、各事業所の介護サービス単位 ※報告負担を鑑み、複数サービスを合算した施設・事業所単位に加え、法人単位の一体会計での報告も許容	調査対象サービス単位 ※複数サービスを合算した施設・事業所単位の一体会計での報告も許容
介護サービス事業以外の 経営情報の報告について	やむを得ず会計を分けられない場合のみ、医療・障害サービス分野の経営情報の他、その他の経営情報を合算して報告可	やむを得ず会計を分けられない場合のみ、医療・障害サービス分野の経営情報を合算して報告可
按分処理に使用する指標 の取得方法	【介護サービス事業のみの経営情報データ】 システムで報告された指標や介護DBから取得した指標を使用して按分が可能 【介護以外の分野も含んだ経営情報データ】 他分野と介護サービスとの按分に必要な指標が任意項目となっており、事業者から任意項目の報告があった場合のみ按分可能 ※介護経営DBの按分処理に当たっては、任意報告項目の収益額比率・延べ利用者比率を使用することが可能であるが、経営実調と異なり、延べ床面積については報告を求めているため、按分処理に使用することは困難	調査票で報告された指標や介護DBから取得したデータを活用して按分を実施 ※按分処理等に必要な指標の回答が得られなかった場合、疑義照会等により按分指標等を確実に取得

（参考２）介護経営DBとMCDBの比較（医療法人の経営情報データベース）

- 経営情報に関するデータベースについては、既に医療分野において、MCDB（医療法人の経営情報のデータベース）を用いた分析結果が公表されている。
- MCDBと比較すると、介護経営DBについては、介護サービス事業者の法人類型が多様であること等から、報告対象となる法人の種別や適用する会計基準が多岐にわたっている。

	介護経営DB (介護サービス事業者経営情報データベースシステム)	MCDB (Medical Corporation Financial Data Base) (医療法人の経営情報のデータベース)
調査方法	悉皆調査（報告義務）	悉皆的把握（報告義務）
制度開始時期	令和６年４月	令和５年８月 ※法人単位の報告は平成19年4月より義務化。
把握の頻度	毎年	毎年
報告（調査）客体数	219,788件 ※令和5年度に介護保険給付費の請求実績を有する事業所数	令和６年３月31日 58,902法人、5,644病院、64,072診療所 令和７年３月31日 59,419法人、5,617病院、65,126診療所 ※ 医療法人数調査より
有効回答数	98,889件（令和６年３月から令和７年２月までに会計年度が終了する報告の件数） ※全回答数108,800件の内、明らかな入力誤りや外れ値処理を実施	令和５年度決算 51,122法人、4,196病院、29,056診療所 令和６年度決算 51,219法人、4,769病院、48,422診療所
対象法人	社会福祉法人、医療法人、営利法人、公益法人、NPO法人、協同組合・農協・生協 等	医療法人、地域医療連携推進法人
適用する会計基準	社会福祉法人会計基準、病院会計準則、医療法人会計基準、介護老人保健施設会計・経営準則、介護医療院会計・経理準則、NPO法人会計基準、企業会計原則等	病院会計準則、医療法人会計基準等

今後のスケジュール（案）

- 介護サービス事業者の入力誤りが発生しやすいシステム構造になっていたこと、また按分処理の必要があるデータが膨大となっていた中で、介護事業経営実態調査を補完するデータベースとするために按分処理の精度を高める必要があったことから、必要なシステム改修等を実施。
- こうした報告精度向上等の見直しを踏まえ、令和8年10月頃から本システムでの報告の受付を再開する。（報告期限は令和8年12月末頃まで）
- また、令和8年度老人保健健康増進等事業を通じて、2年度目報告のデータも活用しつつ、経営実態（概況）調査のデータとの比較分析を行いながら、按分処理の在り方の精査も継続するとともに、政策上の活用の観点も踏まえた分析手法等の整理を行う。
- 当該結果を踏まえて、初年度・2年度目報告分の分析を行い、その結果を令和9年4月以降、介護保険部会で報告する。
- 併せて、システムへの報告負担の軽減のための方策を検討し、報告率の改善のための取組を継続的に行う。

	令和8年9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月以降
介護保険部会	部会							2年分の調査結果報告予定
報告受付		システム再開・2年度目報告			以降、継続して報告			
		報告負担軽減策の検討・必要な機能改修等						
老健事業等	初年度・2年度目報告分の分析手法の整理(按分処理の在り方の精査等)							

※初年度報告分…令和6年3月から令和7年2月までに会計年度が終了する報告。

2年度目報告分…令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告。